

< 最近の話題 >

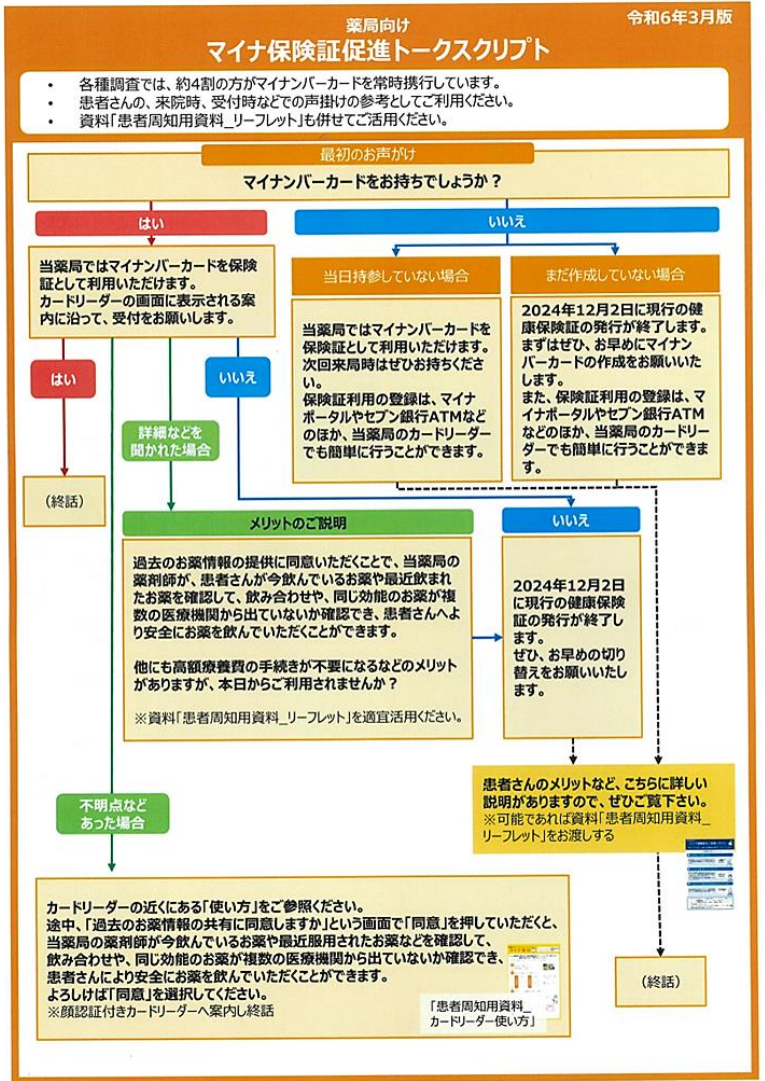
マイナ保険証の利用促進のための薬局の取り組み

厚生労働省は2024年3月21日、医療機関・薬局向けに「マイナ保険証促進トークスクリプト」(右図)を公開し、マイナンバーカードの保険証利用(マイナ保険証)を促進するために、薬局でどのように声を掛ければよいかを示したフローチャートを公開し、厚労省ホームページからダウンロードできるようになっております。スクリプトは、右図の通り、最初に「マイナンバーカードをお持ちでしょうか?」と声をかけた後、患者が同カードを持っていない場合は、次回来局時に持参するよう呼びかけたり、同カードの作成を促すような流れになっています。また、マイナ保険証を利用しない人や詳細を聞かれた場合には患者周知用のリーフレットを適宜用いてメリットを説明するといった、内容です。患者周知用リーフレットは、下図ですが、これも厚労省ホームページからダウンロードできるようになっております。

< 該当の厚労省ホームページ >

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_soza.html

※周知の通り、本年12月2日から現行の健康保険証の発行が終了し、手元にある保健証は12月2日以降、最長1年間(来年12月1日迄)使用可能となります。また、薬局でのマイナ保険証の利用率は(現在検討中)、新設された医療DX推進体制整備加算(4点)の10月からの施設要件として必要になりますので、加算取得のためにも積極的に取り組む必要があります。



患者周知用

リーフレット

(令和6年3月時点)

マイナ保険証をご利用ください

—本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります—

マイナ保険証を使うメリット

- 医療費を20円節約できる**
紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。
マイナ保険証の方が自己負担も低くなるんだ
- より良い医療を受けることができる**
過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。
よく覚えてない内容もあるから助かるわね
- 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除**
限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
一度に高額な負担をしなくて済むわ

- 本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます(マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます)。
- 本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、最長1年間(来年12月1日まで)使用可能です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

- STEP1. マイナンバーカードを申請**
■申請方法は選択可能です
① オンライン申請(パソコン・スマートフォンから)
② 郵便による申請
③ まちなかの証明写真機からの申請
- STEP2. マイナンバーカードを健康保険証として登録**
■利用登録の方法
① 医療機関・薬局の受付(カードリーダー)で行う
② 「マイナポータル」から行う
③ セブン銀行ATMから行う

よくあるご質問

マイナンバーカードは安全なの?
マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違えると機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するにはどうしたらいいの?
マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。

どうやって受付するの?
マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くことで受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付してください。

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認ください。

マイナンバーカード 保険証利用 検索

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare